

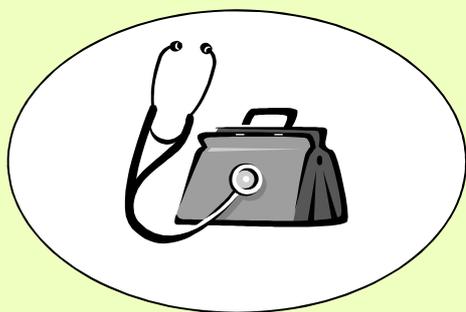
北区在宅療養 協力支援病床確保事業

北区在宅療養協力支援病床確保事業とは・・・

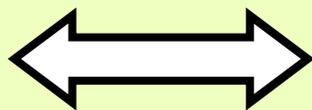
在宅療養をしている高齢者やそのご家族が、安心して在宅療養生活を継続することができるよう、一時的な入院が必要な場合に（※）、かかりつけ医の判断と申し出により、区内協力支援病院のベッドを速やかに利用できる仕組みです。

- ※ ただちに救急車を呼ばなければならない重篤な状態（意識障害・呼吸困難等）では、この事業の利用ではなく、119番通報してください。
- ※ 介護者の入院など、レスパイトが必要な場合等を含みます。

かかりつけ医（在宅医療）

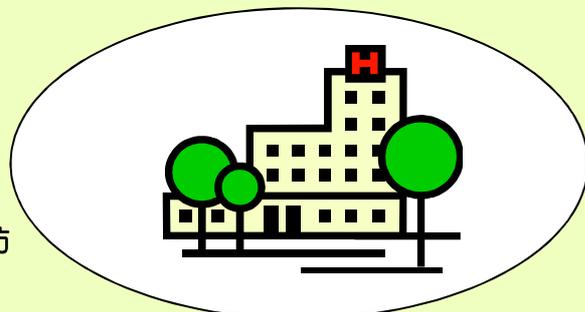


一次的な入院治療



早期入退院・重症化予防

協力支援病院



【お問い合わせ先】

北区 健康部 地域医療連携推進担当課

TEL : 03-3908-1134

在宅療養協力支援病床確保事業について

利用対象者

下記①～④すべてに該当する方

- ① 要支援または要介護の認定を受けている北区民の方
(介護保険認定申請中及び、入院中に認定申請予定の方も含まれます)
- ② かかりつけ医が、一時的な入院の必要があると認めた方
- ③ かかりつけ医による管理及び指導が行われている方
- ④ 協力支援病院が、一時的な入院の必要があると認めた方

※上記要件にかかわらず、以下の場合には利用できません

- ・長期的な入院を利用目的とする場合
- ・協力支援病院での医療または介護が著しく困難な場合
- ・在宅患者緊急入院診療加算の対象者である場合
- ・協力支援病院とかかりつけ医が特別な関係にある場合 (同一法人内での利用など)
- ・その他、在宅療養協力支援病床の利用が適当でないと認められる場合

◆ 利用できる (入院できる) 病院

協力支援病院 (有床診療所含む) ※裏表紙「協力支援病院一覧」参照

◆ 利用できるかかりつけ医

区への登録を行った機関の医師 (登録方法は区へお問い合わせください)

◆ 利用期間

短期 (概ね7日間以内) の利用を原則としますが、
7日を超える (見込みの) 入院治療となる場合は、協力支援病院の指示に従ってください。

◆ 利用料金 (利用者負担)

利用者の負担額は通常の入院と同じです (健康保険等を利用し、自己負担金部分及び健康保険適用外の費用は利用者の負担となります)。

入院に係る移送費についても利用者の負担となります。

◆ その他

本事業は、地域包括ケア病床の有無に関わらず、利用できる仕組みです。
どの病床への入院となるかは、ケースによって異なります。

利用の基本的な流れ

(★…かかりつけ医の行う手続き)

① 以下に該当し、一時的な入院が必要と、かかりつけ医が判断します。★

- 病状憎悪
 - 早期の検査入院が必要
 - 介護者の入院や療養により、一時的に病院でのケアが必要 等
- ※ 利用対象者（左ページ）に該当していること
(ただちに救急車を呼ばなければならない状態は救急搬送をお願いします。)



② かかりつけ医が、協力支援病院へ電話で申し込みます。★

- ・「北区在宅療養協力支援病床の利用」を伝えます。
- ・在宅療養患者の病状・来院方法・来院時間を打合せます。



③ かかりつけ医が、「北区在宅療養協力支援病床利用申請書」を協力支援病院へ提出します。★

- ・担当ケアマネジャーがいる場合は、「入院前在宅生活状況提供書（入院時情報提供書）」の作成を依頼してください。
- ・訪問看護を利用している場合は、「訪問看護サマリー」の作成を依頼してください。



④ 協力支援病院へ入院し、必要な検査・治療を実施

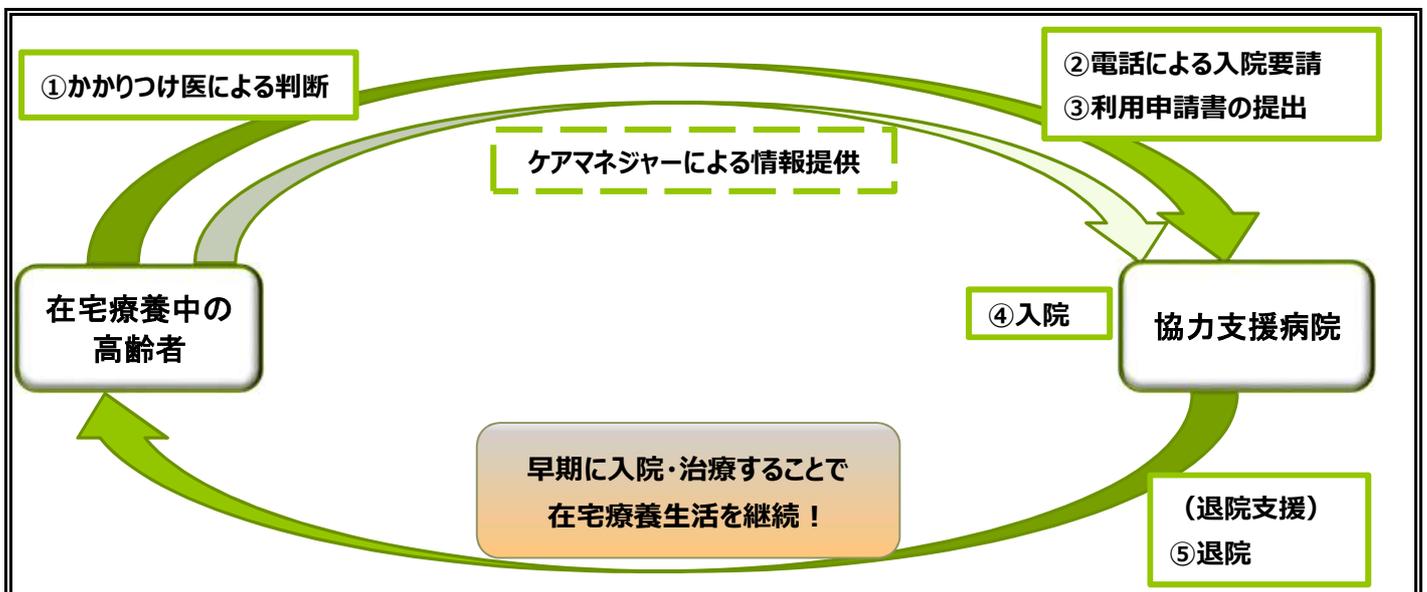
- ・一時的な入院を目的としたものです（長期入院を目的とするものではありません）。
- ・入院は保険診療となります。

(必要に応じて) 退院前カンファレンスの実施 (「東京都退院支援マニュアル」活用)
※実施しない場合でも、必ずかかりつけ医に退院の連絡を入れてください。

⑤ 退院

- ・協力支援病院は、「北区在宅療養協力支援病床利用申請書」に利用期間等を記入し、写しを郵送またはFAXで区へ提出してください。

※「北区在宅療養協力支援病床利用申請書」は北区公式ホームページよりダウンロードできます。



事例紹介

「事例1」

在宅療養患者に全身脱力、起立不能の症状があった。かかりつけ医で検査をしたところ、明らかな異常は認められなかったが、念のため入院。

⇒ 検査・薬の調整等の治療後、在宅復帰。

早期からの入院治療により、重症化予防・在宅療養生活の継続に繋がっています。

「事例2」

在宅療養患者の褥瘡増悪により入院。

⇒ 入院中に褥瘡の集中治療を行い、在宅復帰。

「事例3」

在宅療養患者の介護者（同居中の家族）が緊急入院。

本事業を利用して、同じ病院へ入院（レスパイト入院）。

⇒ 介護者の退院に合わせて退院。

「事例4」

在宅療養患者の自宅に冷房がなく、設置予定はあったが、熱中症が懸念された。

⇒ 設置までの数日間に点滴が必要な状態となり、入院加療、冷房設置後の自宅へ退院。

協力支援病院一覧（病院・有床診療所）

	病院名 (担当部署)	連絡先 (平日のみ)
1	赤羽岩淵病院 (地域連携室)	T E L 3901-2221 F A X 3901-2228
2	赤羽中央総合病院 (医療連携・相談室)	T E L 3902-0348 F A X 3598-1200
3	赤羽病院 (医療連携室)	T E L 6682-8029 F A X 6682-8470
4	浮間中央病院 (医療相談室)	T E L 3907-8711 F A X 3907-8775
5	王子生協病院 (地域連携室)	T E L 3912-2201 F A X 3912-6226
6	大橋病院 (逸生会総合支援室)	T E L 3907-1222 F A X 3907-1467
7	神谷病院 (医療連携室)	T E L 3914-5535 F A X 3914-5540
8	滝野川病院 (医療相談室)	T E L 3910-6336 F A X 5394-5558

	病院名 (担当部署)	連絡先 (平日のみ)
9	東京北医療センター (地域連携センター)	T E L 5963-3421 F A X 5963-3313
10	西ヶ原病院 (地域移行推進室)	T E L 3917-6561 F A X 3576-4808
11	花と森の東京病院 (地域医療連携室)	T E L 3910-1151 F A X 3940-5710
12	富士病院 (医療相談室)	T E L 3910-6661 F A X 3910-6612
13	明理会中央総合病院 (地域医療連携支援室)	T E L 5902-1055 F A X 5902-1056
	有床診療所 (担当部署)	連絡先 (平日のみ)
14	木村外科内科	T E L 3916-1611 F A X 3916-1612